

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、児童が安心・安全に生活を送り、様々な活動ができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指すものである。また、全ての児童がいじめに向かったり、見過ごしたりしないよう、いじめが、被害の児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを十分に理解することを目指すしなければならない。

＜札幌市いじめ防止等のための基本的な方針…抜粋＞

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第2条より＞

3 本校における「いじめ」対策について

（1）いじめの未然防止

いじめが発生しづらい学校風土づくりへ向けて

A 学校全体として

多くの教職員で子どもを見守り、日頃から情報を共有する

- ・情報を共有しやすくするために、何でも話せる雰囲気づくり
- ・担任と担任外（管理職、養護教諭、用務員、事務職員、校務助手、学びのサポーター、非常勤講師、理科観察実験アシスタントを含む）との連携を…授業中のみならず、日常のあらゆる場面で。
- ・校内研修を行い、全職員のいじめ防止の意識を高める。

教育相談体制の充実

- ・学びの支援委員会の効果的な年間配置計画と情報確認
- ・スクールカウンセラーとの連携強化
- ・迅速・的確にケース会議を開催
- ・いじめ対策会議の定期開催（月に1度開催）
- ・些細な事でも子ども、保護者が相談しやすい雰囲気、環境づくり～どの子にも、保護者にも全教職員が相談にのる姿勢を
- ・子ども理解に関する研修の充実

小規模校特有の人間関係固定化の緩和

- 幼稚園から中学校卒業まで学級編成替えない可能性が高く、児童にとって新たな人との出会いの場が少ない。そこで、
- ・学級担任は基本的に1年で交代し、毎年新たな教育観や指導のもと生活させる
- ・外部講師や地域の人材との学習を増やす（→D情報交流へ）

B 好ましい人間関係をつくる学級経営

教師の姿勢と子どもを見る力

- ・子どもとふれあう機会や対話の重視
- ・子どもの様子を見つめ、振り返る～朝の出会いの重視、放課後その日の様子を振り返るなど
- ・どの子にも公平・平等に接する言動を

いじめを許さない学級風土、集団づくり

＜子どもの居場所づくり、そして絆づくりを＞

- ・相手を受け入れる、認め合える集団づくり
- ・思いやりの心、弱者を助ける勇気、善悪への判断力の育成
- ・時間を守るなどルールを守り、落ち着いた生活づくり
- ・6年間を見据えた統一性のある指導と経営

C 一人一人を生かす教育活動

わかる、できる、楽しい授業と活動づくり

自己肯定感・他者信頼感・自律性・社会性の醸成

＜自己有能感を感じながら前向きな学校生活を＞＝絆づくりへ

- ・個々の実態の把握と個別指導の工夫（TT、先生がいっぱい）
- ・自ら考え、学び合う場の設定と工夫（本校の研究に沿って）
- ・一つ一つの活動の意味を理解させる ・体験学習の重視
- ・異年齢集団の活動や交流学习の充実（すまいる活動の工夫）
- ・生命、命の大切さを学ぶ機会の充実（子どもの命の大切さを見直す月間の取組、SCによる「命を大切に作る指導」、道徳一斉参観授業など道徳科の授業充実）「心と体と命の学習」の充実
- ・学級会等での話し合いを活用した主体性の伸長
- ・情報活用能力「賢く活用する知識・知恵」「ルールを守って使える健全な心」「安全に利用するための危機管理意識」を育む

三つの「あ」を重視した取組

＜安心して落ち着ける場所を＞＝居場所づくりへ

- ・あいさつ…誰にでも、さわやかな挨拶を交わす習慣を
- ・後片付け…住みよい学校づくりへ
- ・あるき方…ルールの重要性
- ・学校施設、備品等の有効活用

相手の気持ちを考えて

学習意欲を高める校舎内外の環境整備

子どもの主体的な活動

＜児童会活動から＞＝学校風土づくりへ

- ・校内いじめ撲滅、命の大切さを呼びかける運動
(自分の命を見つめ直す月間…9月)
例：ポスター掲示、TV放送など

D 保護者・地域、中学校との連携

開かれた学校づくり

<学校の姿勢や考え、教育活動の情報を発信し、理解を得る工夫>

- ・学級懇談、個人懇談の充実（児童の振り返りカードの利用）
- ・学校だより等のおたよりの工夫（カラー化によるアピール）
- ・全職員による学校ホームページの更新
- ・インターネットトラブル防止のため情報を発信する
- ・感染症に関わる情報を発信し、誹謗中傷を防ぐ

児童生徒の積極的な情報
交流

- ・小中5校連絡協議会による情報交流と他校見学訪問
- ・簾舞まちづくり協議会歴史文化部への参加
- ・各区イベントへの協力と巡視
- ・地域人材を活用した学習活動や見守り活動の促進
- ・簾舞児童会館との情報交流
- ・開放図書館、家庭教育学級との情報交流

(2) いじめの早期発見

1) 子どものサインを見逃さない

<いじめの未然防止—Bを踏まえて>

○いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こり得る」ことを踏まえ、子どもを見取るアンテナを高くし、些細な変化を見逃さないようにする。「あれ?」「おや?」の感覚を大切にすること。

<児童個人レベル>

- ・元気がない、表情が暗い
- ・視線を合わせない
- ・情緒不安定
- ・遅刻早退欠席が目立つ
- ・持ち物にいたずら書き
- ・持ち物の紛失
- ・一人ぼっち
- ・保健室トイレによく行く
- ・教室に戻りたがらない
- ・意見を言うと野次がある
- ・人の嫌がる仕事をする
- ・いつも一人で仕事する
- ・食欲不振 など

<集団レベル>

- ・ふざけた雰囲気の中で人選する
- ・授業中、特定の子どもの方にみんなの視線が向く
- ・いつも特定の子どもの机が曲がっている、机を離す状況が見られる
- ・掲示物、黒板に悪口の落書きがある
- ・些細なことで冷やかすグループがある
- ・失言を笑われる子どもがいる
- ・仲間に入れず一人になってしまう
- ・一人で掃除や給食の片付けをしている
- ・あるグループが他の子どもに指示したり、威嚇したりする態度が見られる
- ・付き合っていたグループが突然変わる
- ・インターネットやスマートホン等でSNSなどの書き込みに誹謗中傷や嫌なことをされる

など

<家庭レベル>

- ・朝、頭痛や腹痛を訴え学校を嫌がる
- ・学校行事に参加したがない
- ・転校したいと言いつ出す
- ・衣服の汚れ、破れがある
- ・人にもものを貸すことが増える
- ・家族に八つ当たりする
- ・学校の話をしたがない
- ・言葉遣いが荒くなる
- ・友達が遊びに来なくなる
- ・突然、呼び出される
- ・眠れなくなる
- ・不審な電話がかかってくる
- ・嫌がらせのメールがある
- ・ぼんやりする
- ・余分なお金をほしがる
- など

2) アンケート調査を基に、個人面談したり、個人懇談をしたりする

- 6月、9月、12月、2月に行う学校独自の「児童アンケート」や心の健康観察アプリ「シャボテンログ」、市教委の「悩みやいじめに関するアンケート」を基にし、いじめ対策会議で子ども一人一人の状況を客観的に把握し、その後丁寧な聞き取り、相談を行う。状況に応じ、保護者と面談を行い、今後の対応について説明する。

3) 教職員間の情報の共有、教育相談の有効活用

<いじめの未然防止—Aを踏まえて>

- いじめは、「見つけにくい」という認識の下、担任の努力、働きかけだけではなく全教職員による日常的な観察や声掛け等の関わりにより、子どもの小さなサインにいち早く気づき、教職員間での情報を素早く共有できるように常日頃より心がける。

声をかけて、子どもが「大丈夫」と言った反応をしても、他の教職員と情報を共有し、同様に気になった教職員はいないか、気になる情報はないか確かめ合う。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交え、定期的にいじめ対策会議を行う（月に一度は必ず）。また、巡回指導相談員等、関係機関の方から積極的に情報を収集し、相談、アドバイスをいただく。

4) 保護者との連携

- 連絡なく欠席した場合、また遅刻早退が続く等の場合、さらに気になる言動が見られた場合には、必ず保護者へ電話連絡を入れる。原因を探ることを主とするが、何気ない会話も重視し、様々な情報を得よう心掛ける。

※いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが大切である。そのために、客観的ないじめの認知判断と組織での対応ができるようにアセスメントシートを活用する。

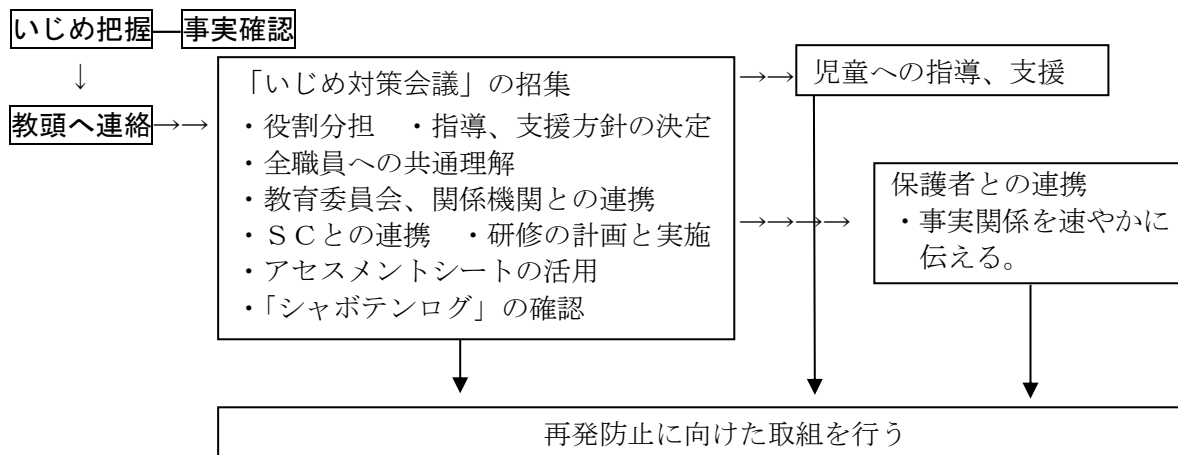
(3) いじめの対応

組織で早期に、迅速に、的確に対応する

- 教師は絶対に一人で抱え込まない。いじめを発見、察知した場合は、まず管理職（教頭）へ報告すること。また事実確認の上、被害児童の安全を優先事項とし、「あなたが悪いのではない」「絶対に守る」という意思を伝え、心のケア、相談に適した場所への移動など状況を見て、当該児童が安心できる環境下に置く。さらに長期的な支援、見守りを子どもに約束し、実行する。
- 状況によって、ケース会議で対応対策、また全職員での対応対策、さらに全職員と市教委との連携対応対策を管理職が判断し、実行する。
- 平時からの情報収集・共有（シャボテンログの活用）、いじめ対策委員会の実効的な運営の徹底。

《具体的な対応》

学校体制としての組織的な対応の流れ



速やかに対応

- 事実確認（ゆっくり、丁寧に、細かく）→加害者にも
 - *途中で、保護者から電話がかかってきた場合は、「事実関係を調査中であること、はっきりしたら連絡することを伝える」。
 - 決してあいまいなことは話さない。
- 日にち、時刻を入れて記録する。
- 該当保護者への連絡
 - 内容・状況によっては、学校で面談し伝える。
 - （面談の場合は、必ず教頭などを入れた複数の教師であたる）
 - 事実・子どもの様子・子どもを守る指導内容・今後について
 - 学級・学年全体への指導については、必要に応じて本人および保護者の許可を得る**

いじめられている子どもへの対応

- 共感的な理解を示す態度で、冷静に、受容的に！
- 秘密は絶対に守る。
- 別室登校など子どもの精神の安全を考える。
- スクールカウンセラーとの連携を図る。
- いじめた子どもとの関係は、時間をかけて修復を図る。
- 長期にわたって見守ることを約束する。

いじめている子どもへの対応

- いじめられた子どもの気持ちを理解できるような指導を。
- いじめに至った理由を掘り下げて聞き、指導する。
- 本心から謝罪できるよう、自分の行為を見つめ直させる。
- 所属意識や自己有用感が高まるように、具体的な行動の仕方について指導する。

周囲の子どもへの対応

* 必要に応じて本人・保護者の了承を取ることが必要である。

- いじめられている子どもの気持ちを理解させる。
- はやし立てる、見ぬふりをするなどは、いじめていることと同じである。
- なぜ止められなかったのか、見て見ぬふりだったのか、自分を振り返らせる。
- 止める手立てを具体的に示す。

学年集会や保護者説明会

* 必要に応じて本人・保護者の了承を取ることが必要である。

- 双方の子どものプライバシーを十分に配慮し、二次的被害に気を付ける。
- 再発防止の観点から話をする。

保護者への対応

- いじめられた子どもの保護者には…
 - ・学校の指導方針を説明し、いじめた子や周囲の子などへの指導内容を説明し、安心して登校できるような体制を整える。
 - ・子どもや保護者の意向を尊重し（両者が話し合う場を設定するなど）、再発防止に向け取り組む。
- いじめている子どもの保護者には…
 - ・事実を正確に伝える。今後の子どもへのかかわり方について共通理解を図る。
 - ・いじめに至った経緯を親子でじっくりと話し合う機会をもってもらう。
 - ・相手の子ども、保護者への謝罪について話し合う。
 - ・子どもとともに保護者が問題解決していけるように働きかける。

(4) 重大事態への対処

重大事態とは…

- ① 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次のようなケースが想定される。(犯罪行為に相当と判断した場合は③に記載)
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発病した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義(文部科学省による)を踏まえ年間 30 日を目安とする。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

③ 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられるとき。

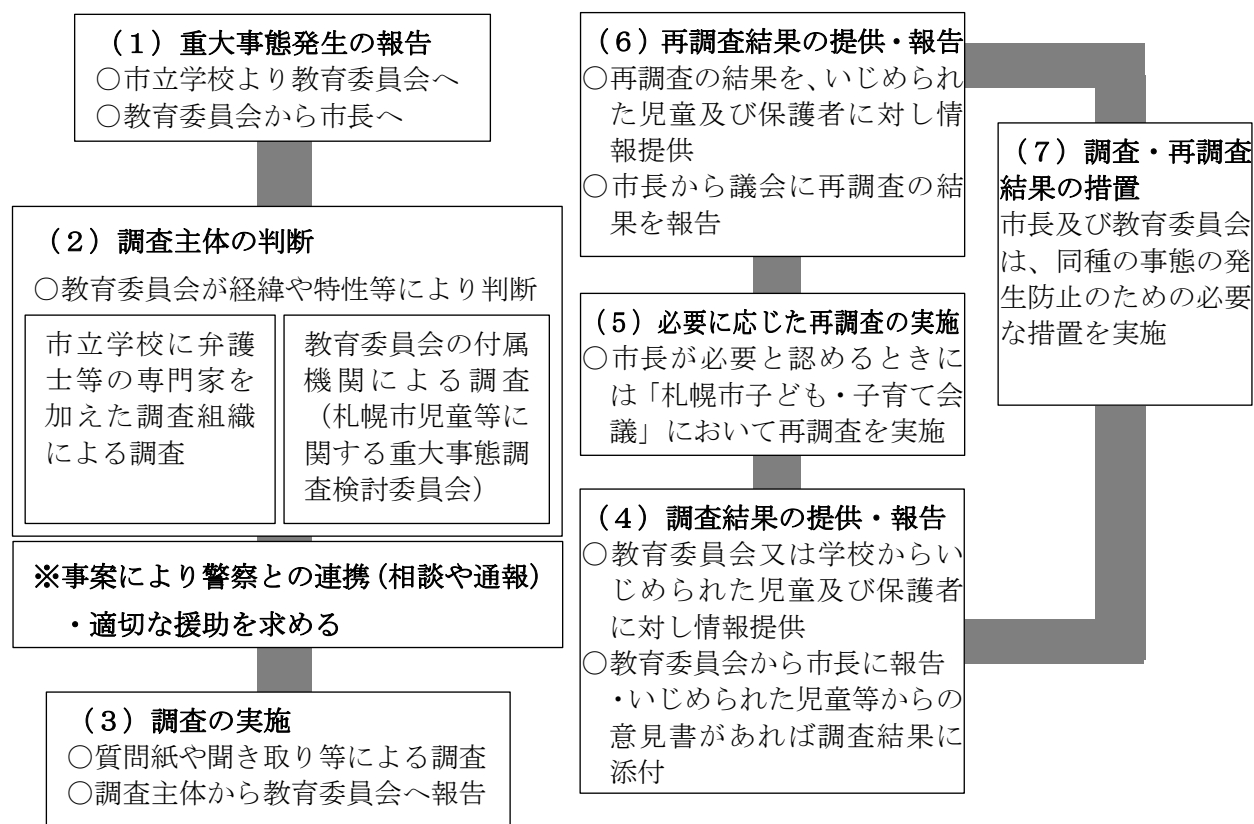
(学校・教育委員会が) 警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(暴行・障害・恐喝・窃盗・器物破損・強要・脅迫・名誉棄損、侮辱・自殺関与・児童ポルノ提供私事性的画像記録提供など)

④ 児童生徒・保護者からの申し立てがあった際には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。また、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

(令和元年6月改定 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改定の概要」より R7.4 加筆有)



《いじめに対する措置》

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるが、必要に応じ、他の事案も検討して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること（目安として少なくとも3か月）

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記の2つの要件が満たされたことですべて解決するとは言えない。事案ごとに経過観察期間や被害児童の様子等には、慎重に対応していく。また「解消」に至った場合でも、再発の可能性も十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害の児童について日常的に注意深く観察していく。